

倫理審査規程

2005年5月11日制定

第1条 (目的)

本規程は、特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会（以下、「協会」という）が、会員又は協会が認定する公認情報セキュリティ監査人（以下、「監査人」という）に関わる倫理審査の取り扱いを定めることを目的とする。

第2条 (定義)

倫理審査とは、協会として会員又は協会が認定する監査人が行った監査の質の確保を行うことを目的として、会員又は協会が認定する監査人が協会の定める倫理基準に違反する疑いがあるとき、その事実について審査委員会が審査し理事会が懲戒処分を行うべきか否かを決議することをいう。

第3条 (当事者の協力義務)

倫理審査の対象となる会員又は協会が認定する監査人は倫理審査に協力しなければならない。

第4条 (免責事項)

1. 協会は、倫理審査の結果として示された決定と処置により、会員又は協会が認定する監査人に対して生じた損害や精神的苦痛に関して一切の責任を負わない。
2. 倫理審査にかかわる責任を負う場合は協会が負い、その審査に関与した審査委員会委員（以下、「委員」という）、事務局員ならびにこれらの職にあった者はいずれもその倫理審査について、一切の責任を負わない。

第5条 (倫理違反事実の判明)

1. 会員又は協会が認定する監査人について協会の定める倫理基準に違反する事実を発見した者は、協会が定める「JASA 倫理基準に関する倫理審査申出書」（以下、「倫理審査申出書」という）に必要事項を記入し証拠となる資料を添付した上で協会に提出する。
2. 倫理審査の申出が、協会が定める様式を使用せずに行われたときは、協会が定める様式と同じ情報が含まれているときは有効な申出として扱う。
3. 協会は、倫理審査申出書が協会に到着後速やかに倫理審査の申出として受付したことを申出者に通知する。

第6条（事実調査）

1. 協会は、審査委員会による審理に先立ち、受付した倫理審査申出書の実事調査を行う。
2. 協会は、倫理審査申出書の内容が以下の要件に当てはまることを確認する。万一当てはまらないときには、申出を却下し、倫理審査を行わないことができる。
 - (1) 倫理審査申出の内容が具体的であり、事実確認に必要な情報が含まれていること。その際、書面にて以下の内容が記載されていること。
 - 求める結論
 - その理由
 - 理由を基礎づけるために必要な情報
3. 協会は、倫理審査申出書の内容が前項の要件に当てはまるときであっても、以下いずれかの要件に該当するときには、倫理審査を却下することができる。
 - (1) 倫理審査の対象となる事実から1年を経過したものであるとき。
 - (2) 裁判所において、現に訴訟または民事調停が行われ、またはそれらが終了した事実に係るものであるとき。
 - (3) 弁護士会において、現に仲裁が行われ、またはそれが終了した事実であるとき。
 - (4) 不当な目的でまたはみだりに倫理審査の申出を行ったと認めるとき。
 - (5) 倫理審査の対象となる監査主体が非会員、かつ監査チームを構成する個人に監査人が含まれないとき。
 - (6) その事実の性質上、協会が倫理審査を行うに適當でないと認めるとき。
4. 協会は、前2項の要件に当てはまるかどうかを調査するために、倫理審査の申出内容を更に確認することが必要なときは、倫理審査申出書の差替えもしくは追加の情報及び記録等の提出を申出者に対して依頼することができる。申出者が依頼に応じないときは、協会は倫理審査の申出が取り下げられたものとみなすことができる。

第7条（審理）

1. 協会は倫理審査の対象となる会員又は監査人に対し、倫理審査の対象であることを通知するとともに、倫理審査に関わる事項につき事実確認のための情報を聴取する。
2. 協会は、審査委員会に倫理審査の申出の内容と前項の事実確認結果を報告する。
3. 審査委員会は倫理審査に際して倫理審査チームを編成する。
4. 倫理審査チームは、最低2名の委員より構成される。
5. 倫理審査チームは、協会が倫理審査の申出の受付通知を行ってから30日以内に、審理を開始する。審理に際して、当事者の出席を求めることができる。
6. 倫理審査の対象となる会員又は協会が認定する監査人は、倫理審査チームの委員に不服があることを理由として異議を申し立てることが出来る。審査委員会は妥当で

あると判断したときは、委員を変更する。

7. 倫理審査チームの委員は、会員又は協会が認定する監査人、倫理審査に関わる関係者、その他倫理審査チームが必要と認める関係者に対し、審理への出席を求めることができる。
8. 倫理審査チームの委員は、審理において倫理審査の対象となる会員又は協会が認定する監査人から事情を聴取する。事情聴取に当たっては必要に応じてそれぞれの関係者を含めることができる。
9. 倫理審査チームの委員は、倫理審査チーム会議にて倫理審査の対象となる会員又は協会が認定する監査人が、倫理基準に適合するか否かを検討する。
10. 倫理審査の対象となる会員又は監査人が、正当な理由無く倫理審査への協力を拒否したときは、協会が行った倫理審査申出者側の事実調査結果に基づき審理を行うことができる。

第8条（決定と処置）

1. 倫理審査チームの委員は、倫理審査の申出に対して適切と考えられる結論とその結論に至る理由について、自らの意見を審査委員会に報告する。
2. 審査委員会は委員からの報告を受けて、倫理審査の申出に対して適切と考えられる結論を決定する。また、倫理審査の対象となる会員又は監査人に責めがあるときには、懲戒を行う旨の決定を行うことができる。
3. 前項の審査委員会の決定は、全会一致をもって倫理審査の申出を受理後3ヶ月以内に結論を出すように努める。
4. 審査委員会が会員に対し懲戒を行う旨の決定を行ったときは、理事会での決議を求めなければならない。また、協会が認定する監査人に対し懲戒を行う旨の決定を行ったときは、資格認定委員会に決議を求めなければならない。
5. 理事会により決議により会員への懲戒を行うことができる。この処置には決定の内容により以下を含む。
 - (1) 会員への戒告
 - (2) 協会からの除名または資格停止
 - (3) 協会からの除名を行ったことの公表
6. 資格認定委員会による決議により、協会が認定する監査人への懲戒を行うことができる。この処置には決定の内容により以下を含む。
 - (1) 監査人への戒告
 - (2) 監査人の資格剥奪または資格停止
 - (3) 監査人の資格剥奪を行ったことの公表
7. 協会は、倫理審査の申出に対する審査委員会の決定及び理事会の決議を、倫理審査の対象となる会員又は協会が認定する監査人に通知する。

第9条（会員への周知）

協会は、倫理審査の概要について、今後類似の事案の未然防止に努めるために会員に対し周知する。

第10条（秘密保持）

理事、委員、事務局員ならびにこれらの職にあった者は、正当な理由なく、倫理審査に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第11条（規程の変更）

本規程の改定は理事会の議決による。

第12条（その他）

本規程に定めのない事項については理事会において別途定める。

附則 本規程は、2005年5月11日より適用する。